

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	川口市 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和7年6月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	・国民健康保険法(以下「国保法」という。)、地方税法に基づき、被保険者の資格管理、国民健康保険税(以下「保険税」という。)の賦課及び徴収並びに保険給付の各事務を行っている。 ・特定個人情報、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき次の事務に使用する。 1. 資格管理事務 ① 住民基本台帳情報や適用除外要件等の確認による被保険者資格の取得・喪失・変更の決定及び管理。 ② 資格確認書及び資格情報のお知らせの交付。 ③ 70歳以上の高齢者の負担割合の決定。 ④ 限度額認定、標準負担額減額認定及び証の交付。 ⑤ 資格継続事務。 2. 保険税賦課・徴収事務 ① 所得情報により保険税を賦課。(減免申請の審査・決定等を含む。) ② 年金支給額、介護保険料の徴収方法及び徴収額の確認による保険税徴収方法の決定。 ③ 保険税の収納消込処理により、督促、催告等の各種通知を送付。 ④ 保険税の過誤納金の還付、充当処理。 ⑤ 保険税の収納管理、滞納管理により、滞納者への納付相談等を実施。 ⑥ 保険税の口座振替情報の管理。 3. 保険給付事務 ① 高額療養費の算定基準額の認定及び支給。 ② 人工透析が必要な慢性腎不全等の特定疾病(以下「特定疾病」という。)療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。 ③ 療養費、移送費の支給。 ④ 食事療養標準負担額減額の差額支給。 ⑤ 高額介護合算療養費の支給。 ⑥ 出産育児一時金の支給。 ⑦ 葬祭費の支給。 ⑧ 他の法令による医療に関する給付との調整。 ⑨ 一部負担金の減免申請による審査・決定。 ⑩ 保険給付の一時差し止め。 ⑪ 埼玉県国民健康保険団体連合会(以下「埼玉県国保連合会」という。)との被保険者情報授受及び保険給付の支給決定。 ⑫ 高額該当回数を引き継ぎ事務及び世帯の継続性の判定事務。 4. オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。) ① オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)から委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)が、川口市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、川口市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ② オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)が、川口市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、川口市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得及び紐付け情報の提供を行う。 ・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国保連合会または支払基金」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国保中央会及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。

③システムの名称	1 国民健康保険システム 2 滞納整理システム 3 団体内統合宛名システム 4 共通基盤システム(庁内連携システム) 5 既存住民基本台帳システム 6 中間サーバ 7 個人住民税システム 8 住登外管理システム 9 国保総合システムおよび国保情報集約システム 10 医療保険者等向け中間サーバ等 11 電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	＜被保険者資格管理・保険税賦課等に係る事務＞ ・番号法第9条第1項 別表の44の項(国保法関係) 国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(※注1)で定めるもの ※注1・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下、「番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第24条 ・番号法第9条第1項 別表の24の項(地方税法関係) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注2)で定めるもの ※注2・・・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、地方税法等の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 ＜オンライン資格確認業務＞ ・番号法第9条第1項 別表の44の項(国保法関係) 国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(※注3)で定めるもの ※注3・・・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国保法 第113条の3 第1項及び第2項 ＜保険給付の支給に係る事務＞ ・番号法第9条第2項 別表の44の項(国保法関係) 国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(※注4)で定めるもの ※注4・・・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・番号法第9条第2項 ＜徴収・保険税過誤納金の還付に係る業務＞ ・番号法第9条第1項 別表の24の項(地方税法関係) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注5)で定めるもの ※注5・・・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下、「番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」という。）第2条別表に定める事務における情報提供】 〔番号法別表の44の項関係〕 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 別表2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、70、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第4、5、8、15、18、21、29、40、44、50、58、67、71、72、85、89、113、117、127、133、139、143、147、160、163、166、167、168、175条 〔番号法別表の24の項関係〕 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 別表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第3、4、5、6、7、9、13、15、17、22、30、39、41、44、50、51、55、59、60、61、65、67、68、71、75、77、78、83、85、86、88、89、90、91、92、93、94、98、100、108、110、126、127、131、132、134、139、140、142、143、144、146、149、153、154、157、158、160、162、163、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175条 【番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条別表に定める事務における情報照会】 〔番号法別表の44の項関係〕 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 別表69、70、71の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第71、72、73条 〔番号法別表の24の項関係〕 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 別表48の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第50条 【オンライン資格確認業務】 ・番号法附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認業務のために機関別符号を取得する等） ・国保法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 保健部 国民健康保険課、国保収納課
②所属長の役職名	国民健康保険課長、国保収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	川口市（総務部行政管理課情報公開文書係）〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	川口市（総務部行政管理課情報公開文書係）〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書及び全項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 入手を介在させる作業		[] 入手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住登外者のマイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会時、5情報(氏名かな、氏名漢字、生年月日、性別、住所)又は住所を含む4情報による照会を行うことを厳守している。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月14日	I－1-②[事務の内容]	1. 資格管理事務 ①～④略	1. 資格管理事務 ①～④略 ⑤ 資格継続事務。	事前	
平成29年2月14日	I－1-②[事務の内容]	2. 保険税賦課・徴収事務 ①～④ 略 ⑤ 保険税の収納管理、滞納管理により、滞納者について納付相談等を実施。 ⑥ 略	2. 保険税賦課・徴収事務 ①～④ 略 ⑤ 保険税の収納管理、滞納管理により、滞納者への納付相談等を実施。 ⑥ 略	事前	
平成29年2月14日	I－1-②[事務の内容]	3. 保険給付事務 ①～⑬略	3. 保険給付事務 ①～⑬略 ⑫ 高額該当回数の引き継ぎ事務。	事前	
平成29年2月14日	I－1-②[事務の内容]	(なし)	※なお、1. 資格管理事務の⑤資格継続事務及び3. 保険給付事務の⑫高額該当の引き継ぎ事務については、平成30年の事務開始に向け準備を行っているところであるため、これらに関する記述は、国保連合会より現時点で提示されている情報を元に記載するものである。また、内容に変更があった際はその重要度に応じて評価書を見直すものとする。	事前	
平成29年2月14日	I－1-③[システムの内容]	1～8 略	1～8 略 9 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	
平成29年2月14日	I－3[法令上の根拠]	・番号法第9条第1項 別表第1の30の項(国民健康保険法関係) 国保法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令(※注1)で定めるもの	・番号法第9条第1項 別表第1の30の項(国民健康保険法関係) 国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(※注1)で定めるもの	事前	
平成29年2月14日	I－3[法令上の根拠]	※注2	※注2	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月14日	I-4[法令上の根拠]	【別表第2における情報提供】 [別表第1 30項関係] ・略 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、88、93、109の項	【別表第2における情報提供】 [別表第1 30項関係] ・略 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、49、53条	事前	
平成29年2月14日	I-4[法令上の根拠]	[別表第1 16項関係]の提供 ・略 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項	[別表第1 16項関係]の提供 ・略 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、23、25、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、44、45、47、49、50、51、53、54、55、58、59条	事前	
平成29年2月14日	I-4[法令上の根拠]	【別表第2における情報照会】[別表第1 30項関係] ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) 別表第2 42～45の項	【別表第2における情報照会】[別表第1 30項関係] ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」等を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) 別表第2 42～45の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25、26条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月14日	I-4[法令上の根拠]	[別表第1 16項関係] ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項) 別表第2 27の項	[別表第1 16項関係] ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項) 別表第2 27の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事前	
平成29年10月25日	I 関連情報－5評価実施機関における担当部署－②所属長	国民健康保険課長 鈴木 茂	国民健康保険課長 太田 晃	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	3. 保険給付事務 ①～⑪略 ⑫ 高額該当回数の引き継ぎ事務。 ※なお、1. 資格管理事務の⑤資格継続事務及び3. 保険給付事務の⑫高額該当回数の引き継ぎ事務については、平成30年の事務開始に向け準備を行っているところであるため、これらに関する記述は、国保連合会より現時点で提示されている情報を元に記載するものである。また、内容に変更があった際はその重要度に応じて評価書を見直すものとする。	3. 保険給付事務 ①～⑪略 ⑫ 高額該当回数の引き継ぎ事務及び世帯の継続性の判定事務。	事後	「※なお、」以下、平成30年に事務を開始したが、評価書の記載内容と実際の事務に相違はないため削除する。併せて一部説明を補足するものであり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	9 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	9 国保総合システムおよび国保情報集約システム	事後	システムの名称変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－5評価実施機関における担当部署－①部署	川口市 健康増進部 国民健康保険課	川口市 保健部 国民健康保険課	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－5評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	国民健康保険課長 太田 晃	国民健康保険課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報－5評価実施機関における担当部署－①部署	川口市 保健部 国民健康保険課	川口市 保健部 国民健康保険課、国保収納課	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年6月28日	I 関連情報－5評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	国民健康保険課長	国民健康保険課長、国保収納課長	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年6月28日	IVリスク対策	－	項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年3月25日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	(なし)	・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。	事前	事務の追加による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月25日	I 関連情報－1 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務－②事 務の概要	(なし)	4. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) ① オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、川口市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、川口市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ② オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、川口市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、川口市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	事務の追加による
令和2年3月25日	I 関連情報－1 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務－③シ ステムの名称	1～9 略	1～9 略 10 医療保険者等向け中間サーバ等	事前	事務の追加による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月25日	I 関連情報－3個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第1の30の項(国民健康保険法関係) 国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(※注1)で定めるもの ※注1・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・番号法第9条第1項 別表第1の16の項(地方税法関係) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注2)で定めるもの ※注2・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、地方税法等の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	＜被保険者資格管理に係る事務＞ ・番号法第9条第1項 別表第1の30の項(国民健康保険法関係) 国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(※注1)で定めるもの ※注1・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・番号法第9条第1項 別表第1の16の項(地方税法関係) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注2)で定めるもの ※注2・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、地方税法等の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法第9条第1項 別表第1の30の項(国民健康保険法関係) 国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(※注3)で定めるもの ※注3・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	事務の追加による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月25日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	(略)	(略) <被保険者資格管理等に係る事務> 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	事務の追加による
令和4年3月2日	I 関連情報－3. 個人番号の利用－法令上の根拠	<被保険者資格管理に係る事務> ・番号法第9条第1項 別表第1の30の項(国民健康保険法関係) (略) ・番号法第9条第1項 別表第1の16の項(地方税法関係) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(*注2)で定めるもの (略) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項 別表第1の30の項(国民健康保険法関係) 国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(*注1)で定めるもの *注1・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 (略)	<被保険者資格管理等に係る事務> 【別表第2における情報提供】 ・番号法第9条第1項 別表第1の30の項(国民健康保険法関係) (略) ・番号法第9条第1項 別表第1の16の項(地方税法関係) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(*注2)で定めるもの (略) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項 別表第1の30の項(国民健康保険法関係) 国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(*注3)で定めるもの *注3・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 (略)	事後	説明の補足

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月2日	I 基本情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－法令上の根拠	<被保険者資格管理等に係る事務> 【別表第2における情報提供】 [別表第1 30項関係] ・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」又は「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。))」が含まれる項) 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、49、53条 (略)	<被保険者資格管理等に係る事務> 【別表第2における情報提供】 [別表第1 30項関係] ・番号法第19条第8号 別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15、19、20、22条の2、24条の2、25、31条の2、33、41条の2、43、44、46、49、53、55条の2、59条の3 (略)	事後	システムの機能に変更はなく、事務の現状に合わせた記載の整理及び令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれにかかる変更であり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月2日	I 基本情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－法令上の根拠	(略) [別表第1 16項関係] ・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」が含まれる項) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、23、25、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、44、45、47、49、50、51、53、54、55、58、59条 (略)	-	事後	システムの機能に変更はなく、事務の現状に合わせて記載を整理するものであり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月2日	I 基本情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－法令上の根拠	(略) 【別表第2における情報照会】 [別表第1 30項関係] ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」等処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項) 別表第2 42～45の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25、26条 [別表第1 16項関係] ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項) 別表第2 27の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (略)	(略) 【別表第2における情報照会】 [別表第1 30項関係] ・番号法第19条第8号 別表第2 42、43の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、25条の2 [別表第1 16項関係] ・番号法第19条第8号 別表第2 27の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (略)	事後	システムの機能に変更はなく、事務の現状に合わせた記載の整理及び令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれにかかる変更であり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月20日	I 関連情報—3.個人番号の利用—法令上の根拠	—	<保険給付の支給に係る事務> ・番号法第9条第2項 別表第1の30の項(国民健康保険法関係) 国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(※注3)で定めるもの ※注3…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・番号法第9条第2項 <保険税過誤納金の還付に係る業務> ・番号法第9条第1項 別表第1の16の項(地方税法関係) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(注4)で定めるもの ※注4…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第2項	事前	公金給付支給等口座登録制度開始に伴う変更
令和5年3月20日	I 関連情報—1特定個人情報ファイルを取り扱う事務—③システムの名称	1～10 略	1～10 略 11 電子申請システム	事前	取り扱う情報の範囲に変更はなく、また、既設のネットワークを利用することからリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	I 関連情報－1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要(1/2)	・国民健康保険法（以下「国保法」という。）、地方税法に基づき、被保険者の資格管理、国民健康保険税（以下「保険税」という。）の賦課及び徴収並びに保険給付の各事務を行っている。 ・特定個人情報、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき次の事務に使用する。 ・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。 1. 資格管理事務 ① 住民基本台帳情報や適用除外要件等の確認による被保険者資格の取得・喪失・変更の決定及び管理。 ② 被保険者証（以下「保険証」という。）及び資格証明書等の交付。 ③ 高齢受給者証（以下「高齢証」という。）の負担割合の決定及び証の交付。 ④ 限度額認定、標準負担額減額認定及び証の交付。 ⑤ 資格継続事務。 2. 保険税賦課・徴収事務 ① 所得情報により保険税を賦課。（減免申請の審査・決定等を含む。） ② 年金支給額、介護保険料の徴収方法及び徴収額の確認による保険税徴収方法の決定。 ③ 保険税の収納消込処理により、督促、催告等の各種通知を送付。 ④ 保険税の過誤納金の還付、充当処理。 ⑤ 保険税の収納管理、滞納管理により、滞納者への納付相談等を実施。 ⑥ 保険税の口座振替情報の管理。	・国民健康保険法（以下「国保法」という。）、地方税法に基づき、被保険者の資格管理、国民健康保険税（以下「保険税」という。）の賦課及び徴収並びに保険給付の各事務を行っている。 ・特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき次の事務に使用する。 1. 資格管理事務 ① 住民基本台帳情報や適用除外要件等の確認による被保険者資格の取得・喪失・変更の決定及び管理。 ② 資格確認書及び資格情報のお知らせの交付。 ③ 70歳以上の高齢者の負担割合の決定。 ④ 限度額認定、標準負担額減額認定及び証の交付。 ⑤ 資格継続事務。 2. 保険税賦課・徴収事務 ① 所得情報により保険税を賦課。（減免申請の審査・決定等を含む。） ② 年金支給額、介護保険料の徴収方法及び徴収額の確認による保険税徴収方法の決定。 ③ 保険税の収納消込処理により、督促、催告等の各種通知を送付。 ④ 保険税の過誤納金の還付、充当処理。 ⑤ 保険税の収納管理、滞納管理により、滞納者への納付相談等を実施。 ⑥ 保険税の口座振替情報の管理。 3. 保険給付事務 ① 高額療養費の算定基準額の認定及び支給。 ② 人工透析が必要な慢性腎不全等の特定疾病（以下「特定疾病」という。）療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。 ③ 療養費、移送費の支給。 ④ 食事療養標準負担額減額の差額支給。 ⑤ 高額介護合算療養費の支給。 ⑥ 出産育児一時金の支給。 ⑦ 葬祭費の支給。 ⑧ 他の法令による医療に関する給付との調整。 ⑨ 一部負担金の減免申請による審査・決定。 ⑩ 保険給付の一時差し止め。 ⑪ 埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「埼玉県国保連合会」という。）との被保険者情報授受及び保険給付の支給決定。 ⑫ 高額該当回数の引き継ぎ事務及び世帯の継続性の判定事務。	事後	文言修正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	I 関連情報－1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要(2/2)	3. 保険給付事務 ① 高額療養費の算定基準額の認定及び支給。 ② 人工透析が必要な慢性腎不全等の特定疾病(以下「特定疾病」という。)療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。 ③ 療養費、移送費の支給。 ④ 食事療養標準負担額減額の差額支給。 ⑤ 高額介護合算療養費の支給。 ⑥ 出産育児一時金の支給。 ⑦ 葬祭費の支給。 ⑧ 他の法令による医療に関する給付との調整。 ⑨ 一部負担金の減免申請による審査・決定。 ⑩ 保険給付の一時差し止め。 ⑪ 埼玉県国民健康保険団体連合会(以下「埼玉県国保連合会」という。)との被保険者情報授受及び保険給付の支給決定。 ⑫ 高額該当回数の引き継ぎ事務及び世帯の継続性の判定事務。 4. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) ① オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、川口市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、川口市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ② オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、川口市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、川口市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	4. オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。) ① オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)から委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)が、川口市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、川口市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ② オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)が、川口市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、川口市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得及び紐付け情報の提供を行う。 ・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国保連合会または支払基金」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国保中央会及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。	事後	文言修正による変更
令和7年6月6日	I 関連情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	3 団体内統合宛名システム(宛名システム等)	3 団体内統合宛名システム	事後	文言修正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	I 関連情報－1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③ システムの名称	8 税宛名管理システム	8 住登外管理システム	事後	文言修正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	I 関連情報－3.個人番号の利用－法令上の根拠（1/2）	<被保険者資格管理等に係る事務> 【別表第2における情報提供】 ・番号法第9条第1項 別表第1の30の項（国民健康保険法関係） 国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令（※注1）で定めるもの ※注1・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・番号法第9条第1項 別表第1の16の項（地方税法関係） 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令（※注2）で定めるもの ※注2・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、地方税法等の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	<被保険者資格管理・保険税賦課等に係る事務> ・番号法第9条第1項 別表の44の項（国保法関係） 国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令（※注1）で定めるもの ※注1・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（以下、「番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令」という。）第24条 ・番号法第9条第1項 別表の24の項（地方税法関係） 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令（※注2）で定めるもの ※注2・・・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、地方税法等の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	事後	番号法の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	I 関連情報－3.個人番号の利用－法令上の根拠 (2/2)	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項 別表第1の30の項(国民健康保険法関係) 国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(※注3)で定めるもの ※注3・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <保険給付の支給に係る事務> ・番号法第9条第2項 別表第1の30の項(国民健康保険法関係) 国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(※注3)で定めるもの ※注3・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・番号法第9条第2項 <保険税過誤納金の還付に係る業務> ・番号法第9条第1項 別表第1の16の項(地方税法関係) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(注4)で定めるもの ※注4・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第2項	<オンライン資格確認業務> ・番号法第9条第1項 別表の44の項(国保法関係) 国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(※注3)で定めるもの ※注3・・・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国保法 第113条の3 第1項及び第2項 <保険給付の支給に係る事務> ・番号法第9条第2項 別表の44の項(国保法関係) 国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(※注4)で定めるもの ※注4・・・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・番号法第9条第2項 <徴収・保険税過誤納金の還付に係る業務> ・番号法第9条第1項 別表の24の項(地方税法関係) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注5)で定めるもの ※注5・・・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第2項	事後	番号法の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	I 関連情報－4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠 (1/2)	<被保険者資格管理等に係る事務> 【別表第2における情報提供】 [別表第1 30項関係] ・番号法第19条第8号 別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15、19、20、22条の2、24条の2、25、31条の2、33、41条の2、43、44、46、49、53、55条の2、59条の3	【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下、「番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」という。）第2条別表に定める事務における情報提供】 [番号法別表の44の項関係] ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 別表2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、70、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第4、5、8、15、18、21、29、40、44、50、58、67、71、72、85、89、113、117、127、133、139、143、147、160、163、166、167、168、175条 [番号法別表の24の項関係] ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 別表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第3、4、5、6、7、9、13、15、17、22、30、39、41、44、50、51、55、59、60、61、65、67、68、71、75、77、78、83、85、86、88、89、90、91、92、93、94、98、100、108、110、126、127、131、132、134、139、140、142、143、144、146、149、153、154、157、158、160、162、163、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175条	事後	番号法の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	I 関連情報－4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠（2/2）	【別表第2における情報照会】 [別表第1 30項関係] ・番号法第19条第8号 別表第2 42、43の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、25条の2 [別表第1 16項関係] ・番号法第19条第8号 別表第2 27の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	【番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条別表に定める事務における情報照会】 [番号法別表の44の項関係] ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 別表69、70、71の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第71、72、73条 [番号法別表の24の項関係] ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 別表48の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第50条 【オンライン資格確認業務】 ・番号法附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認業務のために機関別符号を取得する等） ・国保法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	番号法の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	Ⅱしきい値判断項目－1対象 人数－いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	しきい値判断の再実施による 変更
令和7年6月6日	Ⅱしきい値判断項目－2取扱 者数－いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	しきい値判断の再実施による 変更
令和7年6月6日	Ⅳリスク対策－8.人手を介在 させる作業	(なし)	項目追加及び以降の項目の番号ずれ	事後	評価書の様式変更に伴う変更
令和7年6月6日	Ⅳリスク対策－11.最も優先 度が高いと考えられる対策	(なし)	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う変更